

○豊後大野市におけるあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例

平成17年7月19日
条例第279号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本理念に基づき、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、第4条に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(市の施策)

第4条 市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するための教育、啓発及びそれらに必要な施策の推進に努めるものとする。

(実態調査)

第5条 市は、前条に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

(審議会)

第6条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策の推進に関する事項を審議するために、豊後大野市差別撤廃・人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 前項の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。